



# 支部情報

2020. No.2

発行：(公社)北海道宅地建物取引業協会釧路支部 発行人：小泉 弘 編集人：尾越史典  
釧路支部ホームページ <http://www.takken-kushiro.jp/>

## ■ 「不動産の日」行事予定について

第37回を迎える9月23日「不動産の日」の事業として、次の行事を実施します。なお、例年釧路市役所において開催しておりました不動産無料相談会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、今年度の開催は中止することとしました。

・釧路市への宅建文庫・障がい者補助機器の贈呈 8月25日 釧路市役所

(企画広報近代化委員会)

## ■ 第1回宅建協会不動産研修会を開催しました

令和2年度第1回宅建協会不動産研修会を7月14日(火) ANAクラウンプラザホテル釧路において開催しました。

当日は講義のテーマを「不動産業者が知っておくべき税金の話。令和2年度税制改正と実務上のポイント」として、令和2年度税制改正による、低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置(100万円控除)、配偶者居住権及び配偶者敷地利用権の譲渡所得計算に関する措置、その他各種税制特例措置の延長等について研修しました。

会員の皆様には、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、密にならないように1会員1名の参加にご協力を頂き、感謝申し上げます。

後日、北海道宅建協会HPに会員限定として研修会動画の公開をする予定ですので、準備が整いましたらお知らせいたします。

なお、都合により欠席された方々には、当日のテキストと、例年配布しております税制解説書「あなたの不動産・税金は」(令和2年度版)を同封しますのでご活用下さい。



(苦情研修委員会)

## ■ 釧路市における空家等位置情報の公開に係る誓約書の差替えについて

過日、釧路市における空家等位置情報公開のご案内を送付いたしましたが、添付しました誓約書の書式に訂正がございましたので、別紙のとおり誓約書の差替えをお送りします。

閲覧を希望される場合は、事前に誓約書のご提出が必要となりますのでご注意願います。

(企画広報近代化委員会)

## ■ 本部第9回定時総会が開催されました

去る6月23日(火)、札幌市において北海道道宅建協会第9回定時総会・保証協会令和2年度定時総会が開催され、当支部より小泉支部長ほか代議員5名が出席しました。本総会において、小泉支部長が理事、尾越副支部長が監事に就任されました。

### ・ 宅建協会 第9回定時総会

- 【報告事項】 報告事項1 令和元年度事業報告について  
 報告事項2 令和2年度事業計画について  
 報告事項3 令和2年度収支予算について  
 【決議事項】 第1号議案 令和元年度収支決算について  
 第2号議案 役員を選任について



### ・ 保証協会北海道本部 令和2年度定時総会

- 【報告事項】 報告事項1 令和元年度事業報告について  
 報告事項2 令和元年度収支決算について  
 報告事項3 令和2年度事業計画について  
 報告事項4 令和2年度収支予算について  
 【決議事項】 第1号議案 役員を選任について  
 第2号議案 中央本部理事候補者の選出について



なお、宅建協会定時総会において下記方々が表彰を受けました。

- 40年表彰 (有)釧根企業 志田 敏雄  
 中標津不動産(有) 近藤 正和  
 20年表彰 (株)青木建設 青木 清  
 日向建設(株) 渋谷 諭

(総務財務委員会)

## ■ 道本部主催 相談・苦情解決業務研修会が開催されました

道本部主催令和2年度相談・苦情解決業務研修会が、7月21日(火)北海道自治労会館において開催され、支部委嘱相談員6名及び職員が出席をしました。

当日は、前半に相談業務の概要や苦情解決申出、苦情解決業務の受付手続きについての説明を受け、後半は判例解説動画を視聴し事例の内容を検討いたしました。実務に重点をおき、今後の支部での相談対応に参考となる研修会でした。

(苦情研修委員会)



## ■ 釧路市の市有地処分の媒介依頼について

本年度の釧路市より市有地処分の媒介依頼がありました。物件は、現在7件ございます。市有地処分媒介について、会員の皆様のご協力をお願いします。

### 【本年度の対象物件】

(R2.4.15より売却開始)

物件番号	所在地	地目	面積(㎡)	売払金額(円)
1	釧路市大町7丁目11番	宅地	240.19	※ 2,077,600
2	釧路市春採1丁目132番2	宅地	198.86	2,320,000
3	釧路市白樺台6丁目6番4	宅地	売払済	
4	釧路市阿寒町富士見2丁目50番	宅地	380.79	※ 1,453,000
5	釧路市阿寒町中央2丁目25番112	宅地	464.68	1,505,000

物件番号	所在地	地目	面積(m <sup>2</sup> )	売払金額(円)
6	釧路市阿寒町中央2丁目25番142	宅 地	461.91	1,749,000
7	釧路市音別町朝日3丁目36番	宅 地	334.25	※ 606,000
8	釧路市音別町中園1丁目30番1	宅 地	614.26	1,410,000
9	釧路市音別町中園1丁目30番2	宅 地		売払済
10	釧路市音別町中園1丁目30番3	宅 地		売払済

※ インターネット公売中

○申込受付期間 令和2年4月15日～令和3年2月26日まで

＜物件に対してのお問合せ先＞

釧路市財政部市有財産対策室（電話0154-23-5195）

ホームページ <http://www.city.kushiro.lg.jp/>

トップページ上段の緑色のメニューより「産業・ビジネス」をクリックし、ページ下部の「市有財産利活用」（売却情報）⇒「市有財産売却事業（価格固定先着順）の概要」へとお進みいただくと、物件概要の詳細が掲載されております。

＜協定に関するお問合せ先＞

宅建協会釧路支部（電話0154-25-2222） ※協定に関する書類があります。

（企画広報近代化委員会）

## ■ 釧路錦町駐車場附帯施設空きテナント貸借の紹介協力について

本年度の釧路市より釧路錦町駐車場附帯施設の貸借の媒介に関するの媒介依頼は、2件ございます。テナント貸借の紹介協力について、会員皆様にご協力をお願いします。

1. 貸借の媒介を依頼する物件

釧路市錦町駐車場附帯施設（釧路市錦町4丁目7番地）

1階、2階（店舗・事務所）

2. 依頼期間 令和2年5月7日から令和3年3月31日まで

3. 物件詳細資料等 別紙参照

＜協定に関するお問合せ先＞

宅建協会釧路支部（電話 0154-25-2222）※紹介を希望される場合は、ご照会下さい。

＜物件及び釧路市駐車場条例対してのお問合せ先＞

釧路市総合政策部都市計画課（電話 0154-31-4554）

ホームページ <http://www.city.kushiro.hokkaido.jp/>

上記トップページ検索バナーに「錦町駐車場テナント」を入力し、「釧路錦町駐車場」をクリックし、ページ下部より「釧路錦町駐車場附帯施設テナント募集中」へとお進みいただくと、物件概要の詳細が掲載されております。

（企画広報近代化委員会）

## ■ 法令等の改正情報について

・ 宅地建物取引業法施行規則 及び宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について  
令和2年7月17日 国不動第10号

大規模水災害の頻発により甚大な被害が生じ、不動産取引時において、水害リスクに係る情報が契約締結の意思決定を行う上で重要な要素となっていることに鑑み、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令が公布され、これにより、宅地建物取引業法施行規則が改正され、同年8月28日から施行されることとなりました。

これに併せて、宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方についても改正を行い、同日より施行されます。

- ・第201回国会（常会・令和2年1月20日～令和2年6月17日）で成立した宅地建物取引関連の主な法律  
令和2年6月22日

※別紙資料参照

- \*土地基本法等の一部を改正する法律案
- \*都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案
- \*マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律案
- \*賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律案
- \*個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案

詳細については、(全宅連HP) ⇒ ハトサポ(会員ログイン) ⇒ (法令改正情報)  
※ID、パスワードが必要です。

(企画広報近代化委員会)

## ■ 支部契約の旅行傷害保険及び釧路不動産会館の火災保険等について

先般、国内旅行傷害保険及び釧路不動産会館の火災保険の契約引受先を支部会員から希望者を募りましたところ、火災保険は㈱セトル、国内旅行傷害保険は複数の申し込みがあり抽選の結果太平洋興発㈱釧路支店へ依頼をいたしましたことをご報告します。

また、支部事務局で使用しておりました住宅地図につきましても複数の申し込みがあり抽選の結果、阿寒町・標茶町を栄興不動産㈱、鶴居村を都にお譲りしました。

(総務財務委員会)

## ■ 年会費の納入について

本年度の会費は、令和2年6月30日迄の納付期限として納付書をお送りしております。早期納入にご協力下さい。

宅建協会会費(年額)	正会員	53,600円
	準会員	37,600円
保証協会会費(年額)		6,000円

(総務財務委員会)

## ■ 事務所の休業のお知らせ

下記事由につき、支部事務所を休業します。

8月12日(水)～17日(月)	夏季休業
9月9日(水)	事務局都合
9月29日(火)～30日(水)	本部 宅地建物取引士資格試験監督員説明会



(総務財務委員会)

## ■ 支部会員 入・退会・移動情報



### ★ 入 会 (正会員)

6月 1日  
釧路 (1)539号

(株)e-brain  
代表取締役 渡辺 義人  
専任宅建士 佐久間和也 (釧路 668号)  
釧路市住吉2丁目3-6  
Tel(0154)64-5588 Fax(0154)64-5597

6月 8日  
根室 (1)49号

(株)リサイエ  
代表取締役 山川 優貴  
専任宅建士 杉本 隆志 (根室 98号)  
標津郡中標津町大通南2丁目1-1  
Tel(070)4335-8990 Fax(050)3397-3714

7月 2日  
釧路 (1)540号

(株)UONOS  
代表取締役 園生 貴之  
専任宅建士 庄林 慶 (釧路 968号)  
釧路市緑ヶ岡4丁目1-9  
Tel(0154)65-8272 Fax(0154)65-8273

### ★ 代表者変更

釧路信興(株)	代表取締役	伊藤 義典
(株)ロゴスホーム ハウジングカフェ釧路	政令使用人	阿部 光浩

### ★ 専任宅建士変更

(株)ユタカコーポレーション	就任	齋藤 浩範 (釧路 964号)
(株)ロゴスホーム ハウジングカフェ釧路	就任	高橋 勇希 (石狩 22365号)
〃	退任	松岡 知寛 (釧路 765号)

令和2年8月4日現在 正会員113名 準会員25名 計138名

(総務財務委員会)

## ■ 行事・会議報告

### 本 部

6月 2日(火)	第2回理事会	小泉本部理事 出席
6月 23日(火)	第3回理事会	小泉本部理事 出席
	第9回定時総会、保証協会令和元年度定時総会	代議員6名 出席
	第4回理事会	小泉本部理事、尾越本部監事 出席
7月 15日(水)	第5回理事会	小泉本部理事、尾越本部監事 出席
7月 21日(火)	令和2年度相談・苦情解決業務研修会 (北海道自治労会館)	委嘱相談員6名、齊藤囑託職員 出席

### 支 部

5月 29日(金)	第3回入会審査委員会
6月 4日(木)	第1回相談研修委員会、第4回入会審査委員会
6月 11日(木)	第1回総務財務委員会
6月 26日(金)	第5回入会審査委員会
7月 1日(水)	試験会場借用申込 小泉支部長・真野副支部長 出席
7月 6日(月)	第4回運営委員会、役員懇親会

7月 9日(木) 試験会場借用申込 真野副支部長 出席  
 7月14日(火) 第1回不動産研修会 (ANA クラウン プラザ ホテル釧路)  
 7月17日(金) 第2回正副支部長会議  
 8月 3日(月) 企画広報近代化委員会 広報誌発行事業担当者会議

(総務財務委員会)

◆ 宅地建物取引士 法定講習日程予定 ◆

開催日	講習会場	受付期間
9月 2日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	8月17日(月)～8月21日(金)
9月30日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	
10月28日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	9月14日(火)～9月18日(金)
11月11日(水)	旭川市 アートホテル旭川	
11月18日(水)	帯広市 ホテル日航ノースランド帯広	
11月25日(水)	函館市 フォーポイントバイシェラトン函館	11月2日(月)～11月6日(金)
12月 9日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	
12月23日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	11月9日(月)～11月13日(金)
1月27日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	1月12日(火)～1月15日(金)
2月17日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	2月1日(月)～2月5日(金)
3月 3日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	2月8日(火)～2月12日(金)
3月10日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	2月15日(火)～2月19日(金)

(注意)

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の為、開催方法が変更になる場合がございます。
- ・有効期限の6ヶ月前から受講出来ます。
- ・宅建協会からの更新案内は、概ね有効期限の約3ヶ月前に道本部より郵送されます。(北海道知事の指定する「宅地建物取引士法定講習」の指定機関は2団体あります。)
- ・振興局へ住所変更をされていない場合や、有効期限が切れている場合、更新案内は届きません。資格登録をしている場合、氏名・住所・本籍・勤務先について変更が生じた場合、登録している振興局に変更登録申請書を遅滞なく提出しなければなりません。



(相談研修委員会)